

静岡県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年8月8日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第34号

静岡県がん対策推進条例の一部を改正する条例

静岡県がん対策推進条例（平成26年静岡県条例第93号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、がん対策基本法（平成18年法律第98号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、がん対策に関し県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見の推進、科学的知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）の充実その他のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、<u>法第11条第1項</u>の規定により県が策定するがん対策推進計画（以下「静岡県がん対策推進計画」という。）の実効性を確保しつつ、総合的ながん対策を県民とともに推進し、もって県民が生涯にわたって健やかに安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(県民の役割)</p> <p>第4条 県民は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識の習得、がんの予防及び定期的ながん検診の受診に努めるとともに、健康状態に異常を感じた場合には、早期に医師の診断を受けるよう努めるものとする。</p> <p>(医療保険者の役割)</p> <p>第5条 医療保険者（<u>介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項</u>に規定する医療保険者をいう。以下同じ。）は、がんの予防及び早期発見を推進するよう努めるとともに、県及び市町が実施するがん対策に関する施策に協</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、がん対策基本法（平成18年法律第98号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、がん対策に関し県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見の推進、科学的知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）の充実その他のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、<u>法第12条第1項</u>の規定により県が策定するがん対策推進計画（以下「静岡県がん対策推進計画」という。）の実効性を確保しつつ、総合的ながん対策を県民とともに推進し、もって県民が生涯にわたって健やかに安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(県民の役割)</p> <p>第4条 県民は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響、<u>がんの原因となるおそれのある感染症等</u>がんに関する正しい知識の習得、がんの予防及び定期的ながん検診の受診に努めるとともに、健康状態に異常を感じた場合には、早期に医師の診断を受けるよう努めるものとする。</p> <p>(医療保険者の役割)</p> <p>第5条 医療保険者（<u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項</u>に規定する保険者及び同法第48条に規定する<u>後期高齢者医療広域連合</u>をいう。以下同じ。）は、がんの予防及び早期発見を推進する</p>

力するよう努めるものとする。

(がんの予防の推進)

第10条 県は、がんの予防を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する正しい知識の普及啓発を行うこと。

(2)～(4) (略)

よう努めるとともに、県及び市町が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(がんの予防の推進)

第10条 県は、がんの予防を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する正しい知識の普及啓発を行うこと。

(2)～(4) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。